

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 1. 手数料など諸費用について

(1) 当社は、有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

## 2. この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

(1) この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 3. 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券（債券、投資信託を除きます）をお預りする場合は、口座管理料が必要となる場合があります。

## 4. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## 5. この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ▶ お客様から解約の通知があった場合
- ▶ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ▶ やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合

## 当社の概要

商号等 第四北越証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第128号  
本店所在地 〒940-0061 新潟県長岡市城内町3丁目8番地26  
連絡先 本店（0258-35-2211）又はお取引店にご連絡ください。  
加入協会 日本証券業協会  
指定紛争 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
解決機関 （次頁「金融 ADR 制度のご案内」をご参照ください）  
資本金 6億円（2021年10月1日現在）  
主な事業 金融商品取引業  
設立年月 昭和27年8月

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所 : 〒940-0061 新潟県長岡市城内町3丁目8番地26

電話番号 : 0258-32-7822

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）